

# 国の取組

## 青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第5次)

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)に基づき、国、地方公共団体及び民間団体が一体となって、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めています。

- 「青少年インターネット環境整備法」は、①青少年の適切なインターネット活用能力習得②青少年の有害情報の閲覧機会の最小化③民間主導(国、地方公共団体は支援)を基本理念として、平成21年4月1日に施行しています。
- 平成30年2月1日には、より一層のフィルタリングの利用促進を図るため、携帯電話事業者に対し、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更時の①青少年確認義務(第13条)②フィルタリング説明義務(第14条)③フィルタリング有効化措置義務(第16条)等を定めた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第75号)」が施行されました。



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)では、次の3点を今後の取組の方向性の柱としています。

### ①法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

- ・事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底
- ・製造事業者による利用容易化措置義務及びOS開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

### ②青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進

- ・各学校における、コンピュータ、情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境の整備、これらを適切に活用した学習活動の充実
- ・地域社会、家庭等、社会全体における青少年及び保護者に対する啓発活動の実施・支援

### ③ペアレンタルコントロールによる対応の推進

- ・青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(ペアレンタルコントロール)に関する保護者への普及啓発
- ・インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進
- ・容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発
- ・青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討(技術的保護措置を含む)

●詳細については右記 HP をご覧ください。 <https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/index.html>